

---

---

# 第4次大山町行財政改革大綱

(平成28年度～平成31年度)

---

---



平成27年12月

大 山 町

# 目 次

1. はじめに	*****	1
2. 行財政改革の推進体制	*****	2
3. これまでの行財政改革の取り組み	*****	3
4. 計画の期間	*****	3
5. 基本理念	*****	3
6. 改革の基本施策	*****	4
①住民との協働のまちづくり	*****	4
②効率的・効果的な行政システムの構築	*****	4
③持続可能な財政運営の確立	*****	5
【第4次行財政改革大綱の体系図】	*****	6
7. 集中改革プラン（実施計画）について	*****	7

## 1. はじめに

行財政改革は、社会情勢や地域社会の状況を踏まえ、その時代において行政に求められる役割、期待や果たすべき責務を、常に最少の経費で最大の効果を上げながら実現していくために、行政が自らを継続的に改革・改善していく取り組みです。

本町は、平成17年3月の合併以後の行財政改革への取り組みでは、平成19年3月に第1次大山町行財政改革大綱に取り組んで以降、平成21年12月には第2次を、平成25年1月に第3次行財政改革大綱を策定し、時代に即した行政課題の解決のため、継続した改革の取り組みを進めています。

しかしながら、今後の町政を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進行、合併特例期間の終了による地方交付税の段階的縮減、多様化する住民ニーズへの対応など、一層厳しい状況になることが想定されます。

この状況を乗り切るには、「選択と集中」のもと、「真に必要な行政サービスの選択」、「行政サービスの更なるコスト縮減」などを徹底し、将来へ引き継ぐことのできる持続可能な財政基盤の確立に努めるとともに、地域を構成する住民・地域など多様な主体と行政がそれぞれの役割と責任のもと協働連携していくことが、今後一層必要になります。

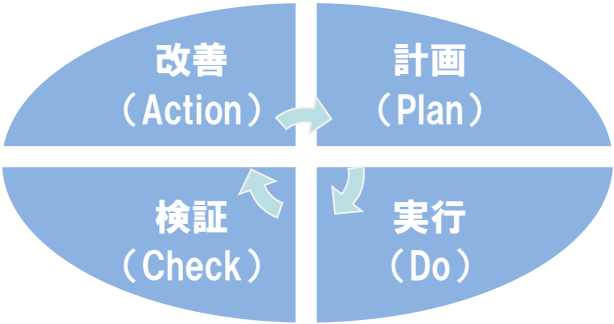
この第4次大綱においては、継続した行財政改革の取り組みに重点を置き、基本的には第3次大綱の基本施策を受け継ぎ、「住民との協働のまちづくり」、「効率的・効果的な行政システムの構築」、「持続可能な財政運営の確立」の3つの項目を柱として、更なる行財政改革に取り組み、住民の皆様の満足度が得られるよう、引き続き積極的な行財政改革を推進してまいります。

## 2. 行財政改革の推進体制

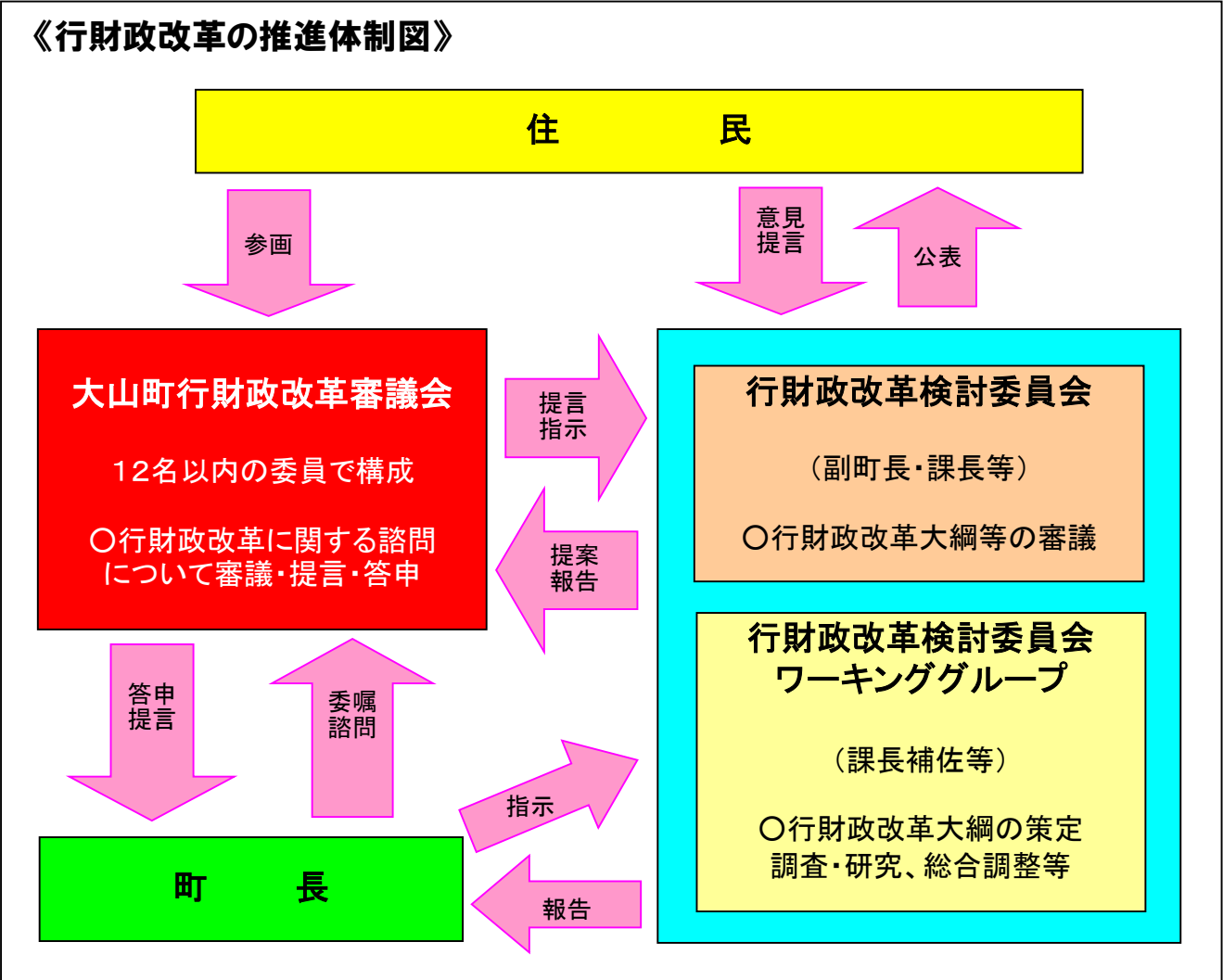
行財政改革を推進するため、内部組織として「行財政改革検討委員会」を設置するとともに、外部組織としては、町内各種団体の有識者や住民公募からなる「行財政改革審議会」を設置し、継続性及び一貫性のある行財政改革を推進します。

また、「行財政改革審議会」をはじめとする住民からの意見・提言等を参考にしながら、「PDCAサイクル」のもと、住民及び行政が協働する行財政改革を進めていきます。

《PDCA サイクルの推進体制》



《行財政改革の推進体制図》



### 3. これまでの行財政改革の取り組み

平成18年度から4年間を取り組み計画とした第1次大山町行財政改革大綱に続き、平成22年度から3年間の第2次大山町行財政改革大綱を、続いて平成25年度から3年間の第3次大山町行財政改革大綱を策定し、進行管理を行いながら行政サービスの向上や行政運営の効率化などに取り組んできました。

行財政改革大綱の基本的な考え方に基づいた実施計画となる集中改革プランについては、第1次集中改革プランでは80項目を、第2次では15項目に絞り、また第3次では22項目を計画に挙げ取り組みを行ってきました。

第4次となる集中改革プランでは、これまでの取り組み実績を検証しつつ、「PDCAサイクル」に基づき、大綱の具現化に努めるとともに、より実効性の高い改革プランとなるよう実施項目を選択し、時代の要請に応じた改革の取り組みを進めていきます。

### 4. 計画の期間

この大綱の計画期間は、目まぐるしい社会情勢の変化や、今後の地方財政をとりまく状況も先行き不透明かつ複雑であることなどを踏まえ、平成28年度から平成31年度までの4か年とします。

### 5. 基本理念

今後も、分権社会にふさわしい住民との協働のまちづくり、また、厳しい財政状況を克服し、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を目指し、住民のニーズに沿った行政サービスを安定的に提供できるよう、より一層徹底した行財政改革に取り組んでいく必要があることから、行財政改革の基本理念は第1次から第3次の大綱を引き継ぎ、

**一人ひとりが大切にされ活かされる協働のまちづくり  
～住民の視点に立った効率的かつ効果的で良質な住民サービスの提供～**

とします。

## 6. 改革の基本施策

### ①住民との協働のまちづくり

昨今の社会経済情勢や財政状況を踏まえると、住民ニーズとともに拡充されてきた住民サービスのすべてを現状のまま継続することは極めて困難となることが予測されます。そのためにも地域における住民の自主的・主体的な活動が、公共的な取り組みを推進していくうえで不可欠となってきます。住民サービスは行政が担うものという固定的な考え方を見直し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するためには、住民と行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら、平成24年度から旧小学校区を区域に設立し、取り組みが進んでいる「地域自主組織」の活動を支援し「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という地域間連携の取り組みや、引き続き各種団体とも連携し住民との協働のまちづくりへの取り組みを行っていきます。

また、そのためには、住民と行政が情報を共有するとともに、行政情報の積極的な提供と行政運営についてわかりやすく説明を果たす必要があります。

#### 【推進項目】

- 住民と行政の役割分担
- 情報共有の推進
- 住民参画と協働の推進
- 地域間連携の活動支援

### ②効率的・効果的な行政システムの構築

人口減少や高齢化など社会構造の変革や地方分権にともない、今後も行政ニーズは多様化し、求められる住民サービスも増大する傾向にあります。これらに対応するため、行政運営の簡素化及び効率化を推進する必要があることから、効率的な人員で効果的に行政サービスを提供できるよう、施設の統廃合も含め、組織及び職員配置の適正化を進めます。

また、依然として厳しい経済状況の中で、職員数及び職員給与の適正化については、今後も国や類似団体等との均衡を失しないよう必要に応じて見直しを

進めるとともに、引き続き情報公開に努めます。

さらに、職員がやりがいを持っていきいきと働き、持てる能力を最大限に発揮できるように、職員研修等を通し意欲と意識の醸成を図るとともに、公務員としての規律やモラルが徹底されるように、職員の服務規律の徹底に向けた意識改革を進めます。

#### 【推進項目】

- 時代に即応した組織の見直し
- 施設の統廃合と適正配置
- 職員数及び給与の適正化
- 職員の意識改革と能力向上

### ③持続可能な財政運営の確立

本町においては、これまで行ってきた社会基盤整備や施設整備に伴う借入金の償還金、施設管理の維持管理経費、公共サービスの範囲の拡大に伴う経費の増加などにより、財政的負担が増大しており、今後もこのような状況が続くと町財政は危機的な状況となる恐れがあるため、健全な財政運営を進めていくためには、行財政改革を一層推進し、先見性をもちながら財政の健全化を図っていく必要があります。

そのためには、行政目的・目標を明確にし、アウトソーシング（外部委託）の推進や、事業の選択と集中により、住民ニーズに合致した効果的、効率的な施策展開を図っていくことが重要となります。

また、町が保有する遊休財産について有効な活用方法を検討するとともに、不要なものについては適正に処分し、維持管理費の抑制と自主財源の確保を図ります。

今後も限られた財源を最大限に活かし、重点施策への優先的投資に努める一方で、起債の抑制に努め持続可能な財政運営の確立を目指します。

今後も、財政状況を公表し住民への説明責任を果たし、透明性を確保するため、広報紙やホームページを利用し、できるだけ分かりやすい情報を公表し、町の財政運営の透明性の確保に努めます。

#### 【推進項目】

- 財政健全化の推進
- 町有財産の有効活用と適正処分
- 自主財源の確保
- 財政運営の透明性の確保

## 【第4次行財政改革大綱の体系図】

### 基本理念

一人ひとりが大切にされ活かされる協働のまちづくり

～住民の視点に立った効率的かつ  
効果的で良質な住民サービスの提供～

#### 【基本施策】

①住民との協働の  
まちづくり

②効率的・効果的な  
行政システム  
の構築

③持続可能な  
財政運営の確立

#### 【推進項目】

- 住民と行政の役割分担
- 情報共有の推進
- 住民参画と協働の推進
- 地域間連携の活動支援

- 時代に即応した組織の見直し
- 施設の統廃合と適正配置
- 職員数及び給与の適正化
- 職員の意識改革と能力向上

- 財政健全化の推進
- 町有財産の有効活用と適正処分
- 自主財源の確保
- 財政運営の透明性の確保



## 7. 集中改革プラン（実施計画）について

「第4次大山町行財政改革大綱」を具体的に実現していくため、各部署において取り組む内容について、第3次大山町行財政改革大綱で策定した「集中改革プラン」（実施計画）の見直しを行ないます。

### （1）集中改革プランの期間

集中改革プランの期間は、「第4次大山町行財政改革大綱」の期間に合わせ平成28年度から平成31年度の4ヵ年とし、社会情勢などの変化に応じて随時プランの見直しを行います。

### （2）進捗状況の点検

集中改革プランの進捗状況については、行財政改革検討委員会において随時点検を行います。

### （3）進捗状況の公表

集中改革プランの進捗状況については、広報紙やホームページを活用し、随時公表を行ないます。